

与那原町公告第 50 号

与那原町新庁舎等複合施設基本・実施設計業務委託について公募型プロポーザルの手続きを開始するので、次のとおり公告する。

平成 30 年 7 月 12 日

与那原町長 照 屋 勉

1. 募集の目的

本業務は、「与那原町新庁舎建設基本構想」及び「与那原町新庁舎建設基本計画」に基づき、柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する、新庁舎等複合施設の設計を委ねるにふさわしい適正を備えた設計者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

与那原町新庁舎等複合施設基本・実施設計業務委託

(2) 業務内容

与那原町新庁舎等複合施設建設工事に係る基本設計・実施設計 ※ 詳細は特記仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 20 日まで（予定）

(4) 委託限度額

88,020 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

(5) 計画概要

「与那原町新庁舎建設基本構想」及び「与那原町新庁舎建設基本計画」による。

3. 受託者の基本条件

本業務の受注にあたっては、単体企業もしくは代表企業 1 者と協力企業 1 者からなる設計共同企業体（以下、「設計 JV」という。）とする。

4. 選考方式

(1) 参加者（単体企業もしくは設計 JV の代表企業）

単体企業もしくは設計 JV の代表企業（以下「参加者」という。）として参加表明書を提出したもののうち、参加資格要件を満たすものについて、次のとおり審査を行う。

(2) 審査方式

委託候補者の選定は、二段階審査方式で行う。

① 一次審査（書類審査）

与那原町公募型プロポーザル方式による提案者選定委員会による提出書類の評価に基づ

き、技術提案書を提出できる者を3～5者程度選定する。一次審査は、非公開により実施する。

② 二次審査（技術提案書、プレゼンテーション、ヒアリング）

与那原町新庁舎等複合施設建設設計者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による技術提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングの評価に基づき、最優秀者（委託候補者）及び次席者を各1者選定する。二次審査の時間等詳細については、一次審査の結果とあわせて通知する。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加するための資格要件は次のとおりである。

(1) 共通要件

参加者は次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、同法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を本業務に配置することができること。
- ③ 建築士法第26条に基づく監督処分を受けていない者であること。
- ④ 国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律代154号）第17条の規定に基づく構成手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律代225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者ではないこと。
- ⑦ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- ⑧ 民事執行法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続きが常態として行われているものと認められるものでないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- ⑩ 沖縄県内に本社、支社、支店又は営業所を有していること。設計JVの構成員についても同様とする。
- ⑪ 単体企業若しくは設計JVの代表企業又は構成員は、本プロポーザルに係る他の設計JVの構成員を兼ねることはできない。
- ⑫ 構成員は、単体企業、他の構成員及び他の参加者の協力事務所として参加することはできない。

(2) 参加要件

参加者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- ① 平成 15 年 4 月 1 日から公告の日までの間に、国又は地方公共団体が発注した延床面積 5,000 ㎡以上の同種施設又は類似施設の基本設計及び実施設計に関する業務（新築設計業務に限る。）を完了した実績を有すること。
 - ② 平成 15 年 4 月 1 日から公告の日までの間に、国又は地方公共団体が発注した延床面積 5,000 ㎡以上の同種施設又は類似施設の基本設計及び実施設計に関する業務（新築設計業務に限る。）を完了した実績を有する一級建築士を管理技術者として配置できる者であること。
 - ③ 管理技術者及び建築意匠担当主任技術者については一級建築士を、建築構造担当主任技術者については構造設計一級建築士もしくは一級建築士をそれぞれ 1 名ずつ配置（兼任は不可）できる者であること。
 - ④ 参加者は、本業務に関して専門分野の協力者を加えることができる。
 - ⑤ 同種業務の対象施設は、国又は地方公共団体の庁舎で延べ床面積 5,000 ㎡以上の建物のうち、平成 15 年 4 月以降に発注され、告示日までに日本国内で竣工したもので、新築設計業務全工程に携わり完了した建築物を対象とする。
 - ⑥ 類似業務の対象施設は、国土交通省告示第 15 号（平成 21 年 1 月 7 日）別添 2 による類型 4（業務施設）の第 1 類（事務所等）又は第 2 類（銀行、本社ビル、庁舎等）若しくは類型 12（文化・交流・公益施設）の第 1 類（公民館、集会場、コミュニティセンター等）又は第 2 類（映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等）に定義される建築物で延べ床面積 5,000 ㎡以上の建物のうち、平成 15 年 4 月以降に発注され、告示日までに日本国内で竣工したもので、新築設計業務全工程に携わり完了した建築物を対象とする。
- (3) 参加できない者
- ① 審査委員会の委員。
 - ② 審査委員会の委員が自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者。
- (4) 配置技術者に関する制限（凡例）

凡例 ○：該当する企業から配置

△：該当する企業のいずれかから配置

配置技術者	単体企業	JV（設計共同企業体）	
		代表企業	構成員
管理技術者	○	○	×
建築意匠担当主任技術者	○	△	△
建築構造担当主任技術者	○	△	△
電気設備担当主任技術者	○	△	△
機械設備担当主任技術者	○	△	△
その他、主任技術者	○	△	△

6. 事務局

与那原町役場 公共施設課

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地

電話：098-945-8883 F A X：098-946-4597

E-mail：koukyou-shisetsu@town.yonabaru.okinawa.jp

7. プロポーザル実施スケジュール

項目		期間
本実施要領及び資料の交付・閲覧		平成 30 年 7 月 12 日（木）
一次審査	参加表明書等に関する質問書の受付期間	平成 30 年 7 月 12 日（木） 平成 30 年 7 月 18 日（水）
	質問書の回答	平成 30 年 7 月 20 日（金）
	参加表明書、設計共同企業体結成届等の提出期間	平成 30 年 7 月 12 日（木）から 平成 30 年 7 月 24 日（火）まで
	一次審査（書類審査）	平成 30 年 7 月 25 日（水）から 平成 30 年 7 月 26 日（木）まで
	技術提案書要請者の通知	平成 30 年 7 月 27 日（金）
二次審査	技術提案書に関する質問書の受付期間	平成 30 年 7 月 27 日（金）から 平成 30 年 8 月 2 日（木）まで
	質問書の回答	平成 30 年 8 月 7 日（火）
	技術提案書等の提出期間	平成 30 年 8 月 8 日（水）から 平成 30 年 8 月 24 日（金）まで
	二次審査 （プレゼンテーション・ヒヤリングの実施）	平成 30 年 8 月下旬
	選定結果発表	平成 30 年 8 月下旬
選定結果通知書の送付		平成 30 年 8 月下旬
契約（設計共同企業体協定書の提出）		平成 30 年 8 月下旬

8. 書類の交付

(1) 交付方法

与那原町ホームページへの掲示

（アドレス：<http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/youkoso/sisetsukeikaku/index.html>）

(2) 交付期日

平成 30 年 7 月 12 日（木）より